



島根県報

平成29年11月28日（火）

第2,959号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

特定商取引に関する法律第66条第6項の規定による身分証明書の様式	(環境生活総務課)	2
浜田港港湾計画の変更の概要	(港湾空港課)	4

【公 告】

島根県公文書等の管理に関する条例の規定による保存及び利用の状況の公表	(総務課)	7
------------------------------------	-------	---

【特定調達公告】

島根県第2期庁内情報管理基盤運用管理業務に係る随意契約の相手方等	(情報政策課)	9
島根県漁業取締船「せいふう」中間検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札の落札者等	(水産課)	10
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の実施	(下水道推進課)	10
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施	(")	15
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施	(")	18
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施	(")	21
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施	(")	24
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その1)に係る一般競争入札の実施	(")	27
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託(その2)に係る一般競争入札の実施	(")	31

告

示

島根県告示第628号

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第66条第6項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成29年12月1日から施行する。

特定商取引に関する法律第66条第7項の規定による身分証明書の様式（平成25年島根県告示第325号）は、廃止する。

平成29年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

(表 面)

	第 号	
特定商取引に関する法律第66条第6項の 規定による立入検査をする職員の身分証明書		
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
		年 月 日生
		年 月 日発行
写 真	押 出 ス タ ン プ	島根県知事 印

(裏 面)

特定商取引に関する法律抜粋

第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

5 第1項から第3項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。

6 第1項若しくは第2項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第1項若しくは第2項（これらの規定を第5項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第68条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

する。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 第66条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第66条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

特定商取引に関する法律施行令抜粋

第19条 法第7条から第8条の2まで、第38条から第39条の2まで、第46条から第47条の2まで、第56条から第57条の2まで及び第58条の12から第58条の13の2までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第6条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2、第66条第1項から第3項まで（同条第5項において準用する場合を含む。）、第66条の2並びに第66条の5第1項及び第2項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

2 法第14条から第15条の2までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第12条の2、第66条第1項から第3項まで（同条第5項において準用する場合を含む。）、第66条の2並びに第66条の5第1項及び第2項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役員提供事業者の通信販売についての広告（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

3 法第22条から第23条の2までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第21条の2、第66条第1項から第3項まで、第66条の2並びに第66条の5第1項及び第2項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役員提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（ただし書 略）

4～8 〔略〕

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。

島根県告示第629号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、浜田港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成29年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 港湾計画の概要

平成9年島根県告示第386号によりその概要を告示し、平成11年島根県告示第298号、平成16年島根県告示第271号、

平成20年島根県告示第988号、平成25年島根県告示第201号及び平成26年島根県告示第227号により計画の変更（軽易な変更）を告示し、並びに平成24年島根県告示第674号により計画の一部変更を告示した浜田港湾計画について、外・内貿物流機能の強化と港湾機能の再編、交流拠点機能の強化、港内環境の改善及び防災機能の強化を図るため、平成40年代前半を目標年次として変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

航路

地区名	名称	水深（メートル）	幅員（メートル）
福井地区	第一航路	15.0	330

泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
福井地区	14.0	3
	12.0	
長浜地区	13.0	11
	7.5	

(2) 外郭施設計画

防波堤

地区名	名称	延長（メートル）
福井地区	北防波堤	1,150（うち工事中400メートル）
	内防波堤	100

なお、これに伴い、既設の内防波堤延長100メートルを撤去する。

(3) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）	用途
福井地区	公共用	14.0	1	280	一般船用
	公共用	12.0	1	240	一般船用
長浜地区	公共用	13.0	1	260	一般船用

また、長浜地区の水深5メートル岸壁1バース、延長85メートルを廃止する。

(4) 小型船だまり計画

地区名	名称	規模
長浜地区（長浜南小型船だまり）	泊地	水深 2.0メートル
	物揚場	水深 2.0メートル 延長 70メートル
	小型栈橋	2基
鱈石地区（鱈石小型船だまり）	物揚場	水深 2.0メートル 延長 215メートル
	埠頭用地	面積 1ヘクタール

(5) 臨港交通施設計画

道路

名称	起 点	終 点	車 線 数
臨港道路福井ふ頭線	臨港道路福井2号線	福井地区	2
臨港道路福井長浜線	臨港道路14号線	県道浜田商港線	2
臨港道路鱈石線	市道周布18号線	鱈石地区	2

鱈石貯木場進入路	市道周布28号線	鱈石貯木場野積場	2
----------	----------	----------	---

(6) 港湾公害防止施設計画

緩衝緑地

地 区 名	面積 (ヘクタール)
福井地区	2 (うち既定計画1ヘクタール)

(7) 港湾環境整備施設計画

緑地

地 区 名	面積 (ヘクタール)
長浜地区	1 (うち既定計画1ヘクタール)

(8) 木材取扱施設計画

以下の木材取扱施設を廃止する（鱈石地区については、小型船だまりとして利用転換）。

地 区 名	名 称	規 模
長浜地区	物揚場	水深 2.0メートル 延長 50メートル
	埠頭用地	面積 1ヘクタール
	水面整理場	水深 2.0メートル 面積 2ヘクタール
鱈石地区	物揚場	水深 2.0メートル 延長 104メートル
	埠頭用地	面積 1ヘクタール
	水面貯木場	水深 2.0メートル 面積 2ヘクタール

(9) 危険物取扱施設計画

港湾関連用地として利用転換するため、以下の危険物取扱施設を廃止する。

地 区 名	名 称	規 模
長浜地区	岸壁	水深 5.5メートル 1バース 延長 90メートル
	危険物取扱施設用地	面積 1ヘクタール

(10) 土地造成及び土地利用計画

地 区 名	面積 (ヘクタール)	用 途
福井地区	19 (7)	埠頭用地
	13 (5)	港湾関連用地
	5 (1)	交通機能用地
	3 (1)	緑地
長浜地区	5 (1)	埠頭用地
	8 (1)	港湾関連用地
	3	交通機能用地
	3	緑地
鱈石地区	1	埠頭用地
	6	港湾関連用地
	14	工業用地

	2	交通機能用地
--	---	--------

(注) ()内は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

(11) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地 区 名	名 称	規 模
福井地区	岸壁	1バース 水深 14.0メートル 延長 280メートル
	第一航路	水深 15.0メートル 幅員 330メートル
	泊地	水深 14.0メートル 面積 3ヘクタール
	防波堤	延長 1,150メートル(うち工事中400メートル)
長浜地区	岸壁	1バース 水深 13.0メートル 延長 260メートル
	泊地	水深 13.0メートル 面積 11ヘクタール

(12) 港湾の再開発

長浜地区においては、土地利用の見直しが必要であることから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

(13) 港湾施設の利用

物資補給等のための施設

地 区 名	名 称	規 模
福井地区	物資補給岸壁	水深 5.5メートル 1バース 延長 90メートル
長浜地区	物資補給岸壁	水深 7.5メートル 1バース 延長 130メートル

(14) その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

廃棄物の処分用地を確保するため、福井地区の13ヘクタール及び長浜地区の2ヘクタールの土地造成において、浚渫土砂及び陸上残土54万立方メートルの廃棄物の処理を計画する。

2 港湾計画の縦覧の場所

松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課

公 告

島根県公文書等の管理に関する条例(平成23年島根県条例第3号)第28条の規定により、平成28年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況を次のとおり公表する。

平成29年11月28日

1 保存状況

(単位：冊)

公文書群	前年度末保存数 a	本年度中受入等数 b	廃棄数 c	本年度末保存数 a + b - c
古文書簿冊	4,807			4,807
25年部目簿冊	3,344			3,344
昭和23年度から昭和54年度までに教育委員会で作成された公文書群	241			241
平成10年度から平成22年度末までに保存期間が満了した公文書群	7,000			7,000
平成23年度末までに保存期間が満了した公文書群	967			967
平成24年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,195			1,195
平成25年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,090			1,090
平成26年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,223			1,223
平成27年度末までに保存期間が満了した公文書群		1,223		1,223
合 計	19,867	1,223		21,090

2 利用状況

(1) 月別利用内訳

(単位：件、冊、人)

月	利用請求		簡易閲覧申込		元実施機関利用申込		利用相談	施設見学
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数		
4	1	43	1	3	0	0	8	0
5	2	25	3	38	7	22	17	9
6	1	3	1	2	2	5	7	7
7	4	62	0	0	1	4	8	6
8	2	36	4	38	0	0	3	9
9	0	0	0	0	1	4	4	6
10	0	0	4	58	2	4	4	14
11	0	0	0	0	2	3	4	21
12	3	17	1	9	2	6	2	9
1	0	0	7	20	1	2	3	2
2	3	12	5	11	6	30	21	15
3	0	0	1	79	2	12	1	14
合 計	16	198	27	258	26	92	82	112

(2) 利用請求の決定状況

(単位：件)

利用制限なし	利用制限あり		合 計
	一 部	全 部	
514	33	1	548

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 貸出状況

貸 出 先	行事等の内容、貸出期間、貸出公文書
島根県立古代出雲歴史博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展「いわみもの」にて展示 ・貸出期間：平成28年6月1日～平成28年10月17日まで ・貸出公文書：①明治34年通常県会島根県参事意見書 ②明治35年県会
鳥取市歴史博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展「鳥取県誕生～廃県と再置～」にて展示 ・貸出期間：平成28年7月4日～平成28年10月4日まで ・貸出公文書：①県治要領 3冊 ②建白 1冊 ③地方官会議書類 2冊 ④施設録 1冊 ⑤鳥取県事務引渡書 8冊 ⑥浜田、鳥取、隠岐支庁事務引渡書 1冊 ⑦鳥取県へ事務引渡書 18冊

3 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県第2期庁内情報管理基盤運用管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年9月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

285,434,090円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県漁業取締船「せいふう」中間検査及び修繕整備工事 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県農林水産部水産課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成29年10月27日

4 落札者の氏名及び住所

サンセイ株式会社 下関工場 工場長 西田 裕則 山口県下関市彦島本村町三丁目5番1号

5 落札金額

42,984,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成29年9月12日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式

(2) 委託場所

宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）、宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）
外

(3) 施設の概要

ア 宍道湖東部浄化センター

処理方式 凝集剤添加活性汚泥循環変法及び砂ろ過法による高度処理

処理能力 72,000立方メートル／日（日最大）

イ 宍道湖西部浄化センター

処理方式 標準活性汚泥法

処理能力 36,000立方メートル/日（日最大）

(4) 業務内容

- ア 保守点検業務
- イ 運転操作監視業務
- ウ 水質試験業務
- エ 事務業務
- オ 保安業務
- カ 場外ポンプ場維持管理・巡回業務（西部処理区のみ）
- キ 管渠制水ゲート点検業務
- ク 場外マンホールポンプ等点検業務（東部処理区のみ）
- ケ 法定項目分析業務
- コ 定期点検等対応業務
- サ 清掃業務
- シ 樹木管理及び除草業務
- ス 修繕対応業務
- セ ユーティリティー手配及び管理業務
- ソ 法定検査業務
- タ 電気主任技術者及びエネルギー管理員の業務
- チ し渣等収集運搬業務
- ツ その他必要な業務

(5) 委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

- (6) 本業務委託は、事業計画等に関する技術提案を受け付け、履行体制を確認し業務を確実に実現できるか否かについて審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する業務委託である。また、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）に基づく低入札価格調査制度が適用される業務委託である。

2 入札参加資格

(1) 共同企業体でない者の資格要件

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定による資格の認定を受けている者であること。

認定を受けていない者でこの入札に参加を希望する者は、3(4)アの手続を行い、認定が受けられれば参加を認める。

イ 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者を宍道湖東部浄化センター及び宍道湖西部浄化センターごとにそれぞれ専任で2名配置できること。

ウ 平成24年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、地方自治体又は地方自治体が出資若しくは出えんをしている団体（海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。）に係る標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる終末処理場と同等以上の方法を用いる下水道法第2条第6号に規定する終末処理場（海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。）の維持管理業務の完了実績があること。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県の指名停止を受けていない者であること。

カ 島根県において、県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

- キ 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- ク 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第10条の規定による消除を受けていないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- コ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合、若しくは、その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- サ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。
- イ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- ウ 構成員のうち最大の履行能力を有する者が代表者であり、かつ、その者の出資比率が最大であること。
- エ 各構成員の出資比率が均等割の10分の6以上であること。
- オ 各構成員が(1)ア及び(1)エからサまでの要件を全て満たしている者であること。
- カ 共同企業体が(1)イの要件を満たしている者であること。
- キ 共同企業体の代表者が(1)ウの要件を満たしている者であること。
- ク 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で当該入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）
島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5817

(2) 入札手続等

島根県電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）により電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により入札手続を書面により行う者は、電子入札運用基準により紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送等に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

(3) 受託者選定要項の交付

ア 交付期間

平成29年11月28日から同年12月19日まで

イ 交付の方法

入札情報サービス（P P I）を利用すること。

(<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal>)

(4) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、審査要綱第4条第1項第1号から第5号までに規定する申請書類を、平成29年12月8日午後4時までに(1)の場所に提出し、審査要綱第2条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第6条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ この入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書の7において示す書類を、次のとおり提出すること。

(7) 受付期間

平成29年11月28日から同年12月19日までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する島根県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、平成29年12月19日は午後4時までとし、郵送等の場合は必着とする。）。

(4) 提出方法

電子入札運用基準により電子調達システムを利用し提出すること。また、電子入札により難しい者は電子入札運用基準（受注者用）第6で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等又は持参しなければならない。

(5) 技術提案書の提出

ア 期限

平成30年1月19日正午（郵送等による提出にあつては、平成30年1月18日午後5時必着）

イ 提出方法

正本1部、副本（コピー）4部をそれぞれ袋綴じにするとともに、電子ファイルを格納したCD-ROM2枚（同じものを2枚）を作成し、入札参加資格確認通知書写しと併せ、委託業務名及び入札参加資格者名を記載した封筒に封入し(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

(6) 入札書及び業務費用内訳書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書及び業務費用内訳書を提出すること。

ア 提出期間

平成30年2月5日午前9時から同月6日午後4時まで。ただし、平成30年2月5日午後5時から同月6日午前9時までの間を除く。

イ 提出方法

(4)イ(4)と同じ。

(7) 契約条項を示す場所

(1)の担当部局

(8) 開札

ア 日時

平成30年2月13日午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部下水道推進課

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もる金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

免除する。ただし、契約締結の際に、落札者が業務を履行することができない場合に落札者に代わって業務を履行することを保証する業務履行保証人を付さなければならない。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

ア 入札者の資格、入札に関する条件に違反した者のした入札

イ 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

ウ 金額の記入がない入札書による入札

- エ 金額を訂正した入札書による入札
- オ 入札書の委託業務名又は委託場所のいずれかが公告と一致しない入札書による入札
- カ 入札書の委託業務名、委託場所、商号若しくは名称、所在地又は代表者名のいずれかが記載されず、又は記載に誤りがある入札書による入札
- キ 入札書又は業務費用内訳書に押印がない入札
- ク 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- ケ 商号又は名称が記載されない業務費用内訳書を提出した者がした入札
- コ 内容が未記入その他の不備のある業務費用内訳書を提出した者がした入札
- サ 業務費用内訳書を提出しない者がした入札
- シ 業務費用内訳書の合計金額と、入札書の金額が一致しない者がした入札
- ス 端数調整を行っている業務費用内訳書を提出した者がした入札
- セ 設計図書である年度・処理区分別総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が分からないものを含む。）の者がした入札
- ソ 値引き表示のある業務費用内訳書を提出した者がした入札
- タ 業務費用内訳書のタテヨコ計算に違算がある者がした入札
- チ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後入札の時点までに登録規程第10条の規定により消除を受けた者又は島根県の指名停止を受けた者のした入札
- ツ 入札書提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者がした入札
- テ 入札書等提出期限の翌日から落札決定までに、登録規程第10条の規定により消除を受けた者又は島根県の指名停止を受けた者がした入札
- ト 虚偽の申請又は届出を行った者がした入札
- ナ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- ニ アからナまでに掲げる者のほか公告等において示した入札条件に違反した入札

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者として決定する。

総合評価点の最も高い者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、低入札要領に基づく低入札調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札要領に基づく調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の資料提出等調査に協力しなければならず、総合評価点の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。

(7) その他

詳細は、受託者選定要項による。

5 Summary

- (1) Commodities procured, service name and quantity : Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant etc. Maintenance Management Program
- (2) Deadline for tender : 6 February 2018, 4 : 00p.m
- (3) Date and time for the opening of tenders : 13 February 2018, 10 : 00a.m
- (4) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office
8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 5817

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

イ 予定数量 2,000トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務

(4) 委託期間

平成30年2月1日（木）から平成31年3月31日（日）まで。ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成30年2月1日（木）から平成31年1月31日（木）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。

入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(6) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(5) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(7) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(6) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、平成29年12月8日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

ク 下水汚泥を用いて肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)エ及びクの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場

合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は、要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 期限

平成30年1月18日（木）

ウ 場所

(1)の担当部局とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成30年1月19日（金） 午前10時00分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer
- (2) Date and Time for Bidding : 10 : 00 a.m 19 January 2018
(Applications by mail must arrive at the Office above by 18 January 2018)
- (3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office
8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887 Ph : 0852 (22) 6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年11月28日

島根県知事 溝口善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務

(4) 委託期間

平成30年2月1日（木）から平成31年3月31日（日）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成30年2月1日（木）から平成31年1月31日（木）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることのできる。入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(7) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(エ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(オ) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(カ) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、平成29年12月8日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

ク 下水汚泥を用いて肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)エ及びクの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）
島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（島根県の休日を含める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があった場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は、要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 期限

平成30年1月18日（木）

ウ 場所

(1)の担当部局とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成30年1月19日（金） 午前10時15分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer

(2) Date and Time for Bidding : 10 : 15 a.m 19 January 2018

(Applications by mail must arrive at the Office above by 18 January 2018)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887 Ph : 0852 (22) 6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年11月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

イ 予定数量 3,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

(4) 委託期間

平成30年3月1日（木）から平成31年3月31日（日）まで。ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成30年3月1日（木）から平成31年2月28日（木）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。

入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(7) 開札順位 1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位 2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(6) 開札順位 3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(5) 開札順位 4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(7) 開札順位 5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(8) 開札順位 6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、平成29年12月8日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は、要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 期限

平成30年1月18日（木）

ウ 場所

(1)の担当部局とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成30年1月19日（金） 午前10時30分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement

(2) Date and Time for Bidding : 10 : 30 a.m 19 January 2018

(Applications by mail must arrive at the Office above by 18 January 2018)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887 Ph : 0852 (22) 6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）又は炭化製品化による処分業務

(4) 委託期間

平成30年3月1日（木）から平成31年3月31日（日）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬

出は、平成30年3月1日（木）から平成31年2月28日（木）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(6) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(5) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(8) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(9) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、平成29年12月8日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務又は炭化製品化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務又は炭化製品化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は、要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 期限

平成30年1月18日（木）

ウ 場所

(1)の担当部局とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成30年1月19日（金） 午前10時45分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid

(2) Date and Time for Bidding : 10 : 45 a.m 19 January 2018

(Applications by mail must arrive at the Office above by 18 January 2018)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887 Ph : 0852 (22) 6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分（焼成）、炭化製品化による処分又は肥料原料化による処分とする。

(4) 委託期間

平成30年2月1日（木）から平成31年3月31日（日）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成30年2月1日（木）から平成31年1月31日（木）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。

入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(ア) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(イ) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(ロ) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(ハ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(ニ) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(ホ) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、平成29年12月8日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項

の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

ク 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)クの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は、要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 期限

平成30年1月18日（木）

ウ 場所

(1)の担当部局とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成30年1月19日（金） 午前11時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No.1)

(2) Date and Time for Bidding : 11 : 00 a.m 19 January 2018

(Applications by mail must arrive at the Office above by 18 January 2018)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of

Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887 Ph : 0852 (22) 6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分（焼成）、炭化製品化による処分又は肥料原料化による処分とする。

(4) 委託期間

平成30年2月1日（木）から平成31年3月31日（日）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成30年2月1日（木）から平成31年1月31日（木）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(ア) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(イ) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(ロ) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(ハ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(㊦) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(㊧) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、平成29年12月8日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として前年度以前5か年に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

ク 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けた肥料を生産していること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)クの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）
島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（島根県の休日を含める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があった場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は、要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成29年11月28日（火）から同年12月19日（火）まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 期限

平成30年1月18日（木）

ウ 場所

(1)の担当部局とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成30年1月19日（金） 午前11時15分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No.2)

(2) Date and Time for Bidding : 11 : 15 a.m 19 January 2018

(Applications by mail must arrive at the Office above by 18 January 2018)

(3) Department in charge of contracts : Administration Group, Wastewater Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-0887 Ph : 0852 (22) 6579